

九州大学副理事の選考等に関する規則

平成26年度九大規則第37号  
制 定：平成26年 9月19日

(趣旨)

第1条 この規則は、副理事の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 副理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、総長が選考する。

2 副理事は、本学の教授その他の職員の兼務とする。

3 総長は、副理事を選考したときは、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(選考の時期)

第3条 副理事の選考は、次のいずれかに該当する場合その他の場合において、総長が必要と認めるときに行う。

(1) 副理事の任期が満了するとき。

(2) 副理事が辞任を申し出たとき。

(3) 副理事が欠員になったとき。

(任期)

第4条 副理事の任期は、2年を超えない範囲内で総長が定める期間とする。ただし、当該副理事への就任時における総長の任期の終期を超えることはできない。

2 副理事は、再任されることができる。

(解任)

第5条 総長は、副理事が次のいずれかに該当するとき、その他副理事たるに適しないと認めるときは、その副理事を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

2 総長は、前項の規定により副理事を解任したときは、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、副理事の選考等に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に任命される副理事は、この規則に基づき選考されたものとみなす。

3 九州大学総長特別補佐の選考等に関する規則（平成16年度九大規則第73号）は、廃止する。